

恩納クリニック 8月から休診日が変わります。

木曜日と土曜日の午後が休診となります。

外来受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:00	●	●	●	●	●	●
13:30～17:00	●	●	●		●	

日曜日、祝日、旧盆最終日（ウークイ）、慰霊の日、年末年始は休診です。
その他、都合により休診となる場合があります。

お問い合わせ：恩納クリニック ☎966-8115

定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせ

昨年、2024年（令和6年）分推計所得税額を用いて、定額減税しきれないと見込まれる方への給付金「定額減税補足給付金（調整給付金）」事業を実施しました。

2024年（令和6年）分所得税額等が確定した後に、昨年実施した調整給付金の給付額に不足が生じた方等へ、不足分を給付金として支給します。

対 象 者 次の1または2に該当する方

1. 当初調整給付の算定に際し、2023年（令和5年）所得等を基にした推計額（2024年（令和6年）分推計所得税額）を用いて算定したことなどで、2024年（令和6年）分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方（不足額給付（1））
2. 次の要件をすべて満たす方（不足額給付（2））
 - ・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの方（本人として定額減税の対象外）
 - ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう方（扶養親族等としても定額減税の対象外）
 - ・低所得世帯向け給付金（2023年度（令和5年度）住民税非課税世帯給付金、2023年度（令和5年度）住民税均等割のみ課税世帯給付金、2024年度（令和6年度）住民税非課税世帯等給付金）対象世帯の世帯主や世帯員に該当していない方

申込み方法

給付対象・対象となり得る方に8月中旬以降に文書を発送予定です。

ただし、給付対象に該当する方のうち、不足額給付（2）に該当する方は、ご自身で申請書の提出が必要となる場合があります。

- ・「支給のお知らせ」が届いた方は、原則手続きは不要です。
- ・「支給確認書」が届いた方は、確認・記入のうえ必要書類を添付し期限までに返送してください。

申 請 期 限 10月31日（金） 必着 **給 付 時 期** 9月以降順次 予定

詳しい情報は、村ホームページをご確認ください。

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206